

令和2年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、令和2年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、227,883千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

令和3年3月2日適用

豊橋市長 浅井由崇



別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 18,603,847	千円 227,883	千円 18,831,730
	1 事業収入	18,603,847	227,883	18,831,730
歳 入 合 計		20,066,000	227,883	20,293,883

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 19,764,999	千円 227,883	千円 19,992,882
	1 競輪開催費	19,764,999	227,883	19,992,882
歳 出 合 計		20,066,000	227,883	20,293,883



# 競輪事業特別会計

## 競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

### 1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	18,603,847	227,883	18,831,730
1 事業収入	18,603,847	227,883	18,831,730
2 勝者投票券 売上金	18,600,000	227,883	18,827,883
歳入合計	20,066,000	227,883	20,293,883

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	227,883	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	19,764,999	227,883	19,992,882	0	0	0	227,883
1 競輪開催費	19,764,999	227,883	19,992,882	0	0	0	227,883
3 払戻金	13,950,000	227,883	14,177,883	0	0	0	227,883
歳 出 合 計	20,066,000	227,883	20,293,883	0	0	0	227,883



節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
23 償還金、利子 及び割引料	227,883	1. 勝者投票券払戻金	227,883